

〈書評〉

菅野琴・西村幹子・長岡智寿子編著
『ジェンダーと国際教育開発－課題と挑戦』
福村出版、2012年

園田 明子

国際人権の観点からのジェンダー概念は、1945年の国連憲章をはじめとして、1948年の世界人権宣言や1966年の自由権規約と社会権規約等において、男女同権あるいは性による差別の禁止として明示されている。包括的な内容としては、1967年の女性差別撤廃宣言を経て、1979年の女性差別撤廃条約では、「男女の完全な平等」を達成するため、家庭や社会における男性の「伝統的役割を（女性）の役割とともに変更する」必要を明記している。また、教育についての権利は、同じく世界人権宣言、社会権規約、女性差別撤廃条約、1960年の教育差別禁止条約や1989年の児童の権利条約などに規定されている。

21世紀を迎えるにあたって2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットでは、国際社会全体の指針となる国連ミレニアム宣言が採択された。この宣言に基づくミレニアム開発目標（MDGs）は、段階的に2015年までの実現を目指しており、初等教育の完全就学に関する目標2では、「すべての子どもが男女の別なく初等教育の全課程を修了できるようにする」こと、ジェンダー平等と女性の地位向上に関する目標3では、「あらゆる教育レベルにおける男女間格差を解消する」ことが求められている。ユネスコの2008年中間報告によると、初等教育の完全普及に至っていない「86カ国のうち58カ国は2015年でも達成は不可能」と予測されている。

本書は、このように基本的人権として法的にも政

治的にも確認されているのにもかかわらず目標達成が難しい「教育におけるジェンダー平等」を「どのように築いていくことができるか」、各国・地域の社会的文化的背景に着目し考察するものである。すなわち、MDGsが提示する就学率や識字率の男女比など機会平等の量的指標では不十分であり、教育の過程さらには結果における質的平等も考慮しなければ、女性教育の根本的な阻害要因の解明にはつながらない、というのが本書の基本的な問題意識である。

こうした問題認識を踏まえて、本書では、研究教育および実務（ユネスコ、国際NGO、開発コンサルタント、JICA、青年海外協力隊など）の両面から、編著者三名を中心に総勢十四名の執筆陣が参画し、それぞれの専門領域も教育学・社会学・経済学・開発学・行政学など幅広く、今日の国際教育協力が直面している相互依存的な諸課題をジェンダーの視点から包括的に検討するのに相応しい多様な構成である。本書所収の論考は、三つのテーマに分類されている。初めに教育分野における国際協力の全体像を明確にしたのち、途上国の地域別および分野別の諸課題について分析検討する。

第1部では「国際教育協力における取り組み」について、ジェンダーと国際教育開発の歴史の変遷と潮流（第1章、菅野琴・長岡智寿子・西村幹子）、国連女子教育イニシアティブ（UNGEI）の取り組

み(第2章、林川眞紀)ならびに日本の教育協力におけるジェンダー平等への取り組み(第3章、水野敬子)の三つの観点から考察している。

まず第1章では、国際協力における女子教育の理論的アプローチの変遷について、伝統的な男女役割分担を前提とした良妻賢母型教育、女性の社会進出に伴う教育における機会均等および差別撤廃の推進、女性教育の経済的社会的効果に着目するWID(開発と女性)理論、さらに男女共同参画社会に向けたGAD(ジェンダーと開発)理論などを検討する。とくに、1990年に開催された「万人のための教育(EFA)」世界会議から始まったEFA活動を中心にユネスコの取り組みを概説し、近年、ジェンダー主流化を促進するのに有効な戦略として注目されている「女子教育のスケールアップ」論(UNESCO, 2005)を分析し紹介する。

2000年のEFA世界フォーラムで国連事務総長が提唱した国連女子教育イニシアティブ(UNGEI)は、国際・地域・国内の3レベルで、国連諸機関・NGO・政府系援助機関や民間企業など多種多様な組織団体の協力を取りまとめる教育開発のための「パートナーシップ枠組み」である。UNGEIの活動について、「技術協力と能力開発」「政策対話とアドボカシー」ならびに「現行の開発援助政策との調整」の3戦略に基づいて概観し、その実績と成果を提示する。またEFA目標の実現を目指してUNGEIが対処すべき諸課題を整理し、10周年記念会議では関係各国・機関の「トップレベルの持続的コミットメント」と具体的な女子教育政策および予算確保がとくに重要であることが確認されたという。

日本の取り組みに関しては、まず、1990年のEFA世界会議を契機として基礎教育およびジェンダーを重視するわが国の開発援助政策の動向について概説する。次いで、ジェンダー格差是正を具体的目標とした国際協力機構(JICA)の実践例として、グアテマラならびにイエメンにおける女子教育支援を取り上げ、日本の協力事業の特徴や枠組みを検討した上で、それぞれの成果と課題を検証する。目

標達成には、教育現場の社会文化のおよび経済的状況を踏まえ、「教育以外の分野(例えば保健や農業、産業等)との連携」にも配慮した多様な「横断的」なアプローチの必要性を説く。

第2部「地域別の現状と課題」では、東アジア(第4章、新保敦子)、東南アジア(第5章、日下部京子)、南アジア(第6章、菅野琴)、サブサハラアフリカ(第7章、西村幹子)およびアラブ地域(第8章、結城貴子・亀山友里子)の五地域を取り上げ、それぞれ特徴的なジェンダー格差の傾向と課題を検討している。

東アジアについては、中国の少数民族である回族一母語が中国語のイスラム教徒一女性の事例に着目し、グローバル化における経済発展とともに女性教育が急速に普及する一方、ムスリム女性として固有の伝統文化や規範との矛盾から生じるアイデンティティの問題を考察する。他のアジア諸国と比べて女性の経済社会参画が進んでいる東南アジアでは、教育水準の男女格差は比較的小さいが、各国内の地理的あるいは経済的格差は男女の別なく存続する。こうした状況下で、労働市場におけるジェンダー格差を是正するための政策努力の必要が指摘される。南アジアについては、初等教育における男女格差の現状および要因を分析した上で、ネパールの女子教育政策を中心に、教育におけるジェンダー主流化ならびに女性のエンパワメントに向けた課題と対策を検証する。

アフリカ地域に関しては、まず「ジェンダーと教育開発」の研究アプローチとしてWID(開発と女性)およびGAD(ジェンダーと開発)理論を概観し、伝統的価値観や慣行が貧困と相まって複雑に影響を与えている現状を考察する。加えてウガンダの初等教育を事例として、無償化政策が必ずしも貧困層の女子の「継続的な就学」を保障していないと説く。最後にアラブ地域(アラビア半島および北アフリカ)では、伝統的慣行のみならず身分法などの法規がイスラム法に準じていることが多く、人権諸条約を批准する際にも同法との関連で留保が行われてい

る。域内における教育の機会および質を中心に検討し、民主化運動「アラブの春」への女性の参加にも言及しつつ、ジェンダー平等の実現が社会的経済的発展にも資すると結論づける。

このように本書は、地域的バランスを考慮した構成で包括的な問題提起を行い、今後の検討課題の一つとして、近年とくにラテンアメリカ地域などで深刻化している男子の中途退学問題を挙げている。

第3部「分野別の課題」では、科学教育（第9章、前田美子）、高等教育（第10章、杉村美紀）、成人教育・生涯学習（第11章、長岡智寿子）、教師教育（第12章、小野由美子）および教育財政（第13章、越智方美・市井礼奈）のそれぞれの視点からジェンダーへの配慮について論じている。

まず科学教育については、理系専攻の女性が少ない世界的傾向を概観した上で、途上国における理系女性の必要性ならびに理系離れの社会文化的要因を分析する。格差は正の国際的取り組みとしてユネスコの事例を紹介し、日本の得意分野である科学教育協力に関してはジェンダーの視点をより重視すべきであると主張する。

次いで高等教育については、女性の社会的地位向上ならびにグローバル化した知識基盤社会の人材育成における、ジェンダーの意義を明らかにする。特徴的な事例として、民間セクターなど国際的な支援にもとづき2008年に創立されたアジア女子大学(AUW)に焦点をあて、女性リーダー育成の課題と今後の展望を考察する。

さらに成人教育および生涯学習については、まず初めに、1949年から定期的に開催されているユネスコ国際成人教育会議(CONFINTEA)を中心に、国際社会における歴史的動向を概説する。途上国の主要な課題である識字教育を取り上げ、成人期の学習活動が、社会参加を推進し女性のみならず男性ひいては社会全体にとって有意義であり「壮大な可能性を秘めたアプローチ」であると指摘する。

また教師教育—すなわち教師の養成および現職教育(pre-service / in-service education)—に関して

は、メディアや情報通信技術(ICT)の利用が限られている途上国では、「子どもの社会化に果たす教師の役割」が重視される。2000年の世界教育フォーラム(ダカール会議)以降における途上国の教員政策やカリキュラム改革を分析した上で、アフリカ地域NGOと日本のJICAの取り組みを紹介する。

最後に教育財政面から、女子教育を推進するためのジェンダー予算(gender responsive (or sensitive) budget)に焦点をあて、とくにアジア太平洋地域のNGOによる予算分析・見直しの事例を検討する。関係諸機関の意識啓発については一定の成果があったものの、実際の予算遂行については多くの課題があり、引き続き改善に向けた研究の蓄積と共有が必要であると説く。

以上が本書の概要である。各章では、詳細な図表や写真に加えて、コラム形式(Box 1.1～Box 13.2)を用い、教育における「ジェンダー主流化」や「ジェンダー平等」などの基本概念、国連女子教育イニシアティブ(UNGEI)ビジョンの原文やネパールにおける基礎・初等教育事業(BPEP)監査報告の概要などの主要文書、または女子のためのアラビア語学校やアフリカ地域の「ジェンダー予算」など各地域に特徴的な事例を概説し、本文の理解を深める工夫がなされている。これら図表やコラムの一覧があれば、本書全体における相互関連性がわかりやすくなり、「国内初のジェンダーと国際教育開発に関する教科書」としての活用にも資するであろう。

教育におけるジェンダー平等を実現するには、途上国または先進国を問わず、各国の伝統的・文化的状況に配慮しつつ、教育界のみならず政治・経済・司法・行政など社会全体の意識改革を促すジェンダー視点の導入に努めることが不可欠である。

教育開発は今後とも、日本が国際社会の一員として貢献することが可能であり期待される分野の一つである。こうした要望に応えるためにも、人権全般の考慮はもとより、自らの国内における「ジェンダー平等へのパラダイムシフト」に、より積極的に取り組むことが望まれる。

冒頭で紹介した多彩な執筆陣は、各自の専門分野や活動領域における詳細な現状分析に基づき、多数の実践例や関係諸機関の報告書等にも言及しつつ、説得力のある問題提起、解決策の提示や政策提言を行っている。

本書はこのように、国際協力の現場を熟知した研究者と実務家による学際的な研究の成果であり、ジェンダー・教育・国際開発に関心を有する読者のみならず、広く人権研究・教育に携わる読者にも新たな知見を提供するものである。さらに、将来世界市民として国内外での活躍が期待される学生読者にとっても、グローバルな視点からジェンダー平等の意味範囲や重要性について認識を深める一助となるだろう。